

1 改正では、国立国会図書館が、「絶版等資料」のデータをインターネットで事前登録した利用者に直接送信することができる。*現行では、国立国会図書館内か、認可された図書館内のみでしか閲覧できない。

(1) この改正は、出版社の売上に良い影響を与える（＝売上が上がる）と思いますか。

●思う（3社21%）

- ▼出版社全体の売上には影響しないと思う。それどころか、より多くの人々が図書館の蔵書にある情報にアクセスしやすくなることによって、それらの書籍のさらに関係する資料への興味や読書欲を促進し、書籍の購入者がさらに増える効果を生む可能性も感じる
- ▼刊行物が活用される機会が増えることは出版の価値を高め良い影響がある
- ▼執筆や企画立案のための調査・研究は圧倒的に効率化される。国内だけでなく、海外の研究者や執筆者も日本の資料を利用できるようになる。それは絶版資料、新刊ともに変わらない。言論の世界そのものが豊かにならなければ、業界は右肩下がりのままだと思う

●思わない（6社43%）

- ▼絶版資料の利用であるなら、それを通して書籍を認知されても売上につながるとは思えない
- ▼利用者の視点から考えられたものようだが、権利が守られるのか心配
- ▼売上が減少することがあっても、伸びるとは考えづらい
- ▼受信データを第三者が不当にコピーできないこと、データ受領者のID、閲覧場所や閲覧の都度、監視機関たとえば国会図書館、著作権団体が確認できる仕組みのあることが、電子送付の必須条件。それがあつたら良い影響
- ▼「絶版等資料」の考えを緩めているので、出版物がすぐ簡単に「絶版等資料」になる可能性が強まり、出版社の出版活動の意欲そのものを阻害、萎縮させることになる
- ▼現状の絶版の定義が非常にあいまいであり、品切れ状態の本も、絶版扱いになる可能性が極めて高い

●どちらともいえない（5社36%）

- ▼増刷する目安になるかもしれない。とはいえデータの使用分量次第
- ▼一部を読んで、紙の本を買って読もうという読者もいるかもしれないので、マイナス面ばかりではないと考えたい
- ▼判断材料がないため
- ▼「絶版等資料」の運用がどうなされるかで違ってくる
- ▼復刻の可能性が減ることにとってはマイナス、関連書などがある場合にはプラスの可能性がある

(2) この改正は、出版社の売上に悪い影響を与える（＝売上が下がる）と思いますか。

●思う（6社43%）

- ▼絶版の規定が曖昧。小ロット／高額本／長期販売本の売上の減少要因になると考える
- ▼無償でデータが提供されつづければ版元には何の収益ももたらさない
- ▼売上が減少することがあっても、伸びるとは考えづらい
- ▼復刻版が発行された書籍については、停止すべき
- ▼専門書を主に出版する版元にとって、図書館（大学なども含む）の注文は重要であるが、ただでさえ、文化・学術予算の削減によって、購入費が下がっており、専門書の購入率も極めて低い状況にある。こうした中で、無制限にネット等で取り寄せ可能になるならば、図書館そのものの購入がなくなる可能性もある

●思わない（2社14%）

- ▼電子でも入手できない真の絶版資料であるなら売上に影響はない
- ▼というよりも、悪い影響を出さないように、電子時代にあった本の作り方、売り方を考えなければならぬ。売上が下がるとすれば、改正のせいではなく、時代の変化に対応できていないから、ではないですか

● どちらともいえない (6社 43%)

- ▼法律の運用については気をつけなくてはならないと思う。法律の解釈を悪用されると、売上にも影響し、著者や出版社にとって不利益に繋がる可能性はあると思う。そうならないようにチェックをする必要はあると思う
- ▼本当に絶版で類書が無いならば利用者にはありがたいが、出版社の売上とは関係ない
- ▼本は買わないですませたいという読者が増えているように感じる。データ利用の需要はあると思われるが、売上に影響が出るほどにはならないと思う
- ▼判断材料がないため
- ▼「絶版等資料」の運用がどうなされるかで違ってくる
- ▼復刻の可能性が減ることにとってはマイナス、関連書などがある場合にはプラスの可能性はある

(3) 「絶版等資料」とは「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」であるとしている。そして、「絶版等資料」になる場合の例示として以下をあげている。

(3)-1 「絶版等資料」には、3カ月以内に復刻などの予定があるものを除いている。3カ月という期間は

● 妥当でない (14社 100%)

- ▼クリスマスギフト向け書籍など、シーズン商材は1年は見る必要がある。また美術に関する出版物は展覧会に合わせて再度重版するなど、世の中の情勢に合わせての重版もある。また著者がそこまで待てない、他社で出版したいという際には権利を譲渡することもある。したがって期間で区切るのとは簡単ではなく、議論が必要
- ▼3カ月では復刻の企画から刊行にかけると短すぎる。最低でも2年は必要
- ▼半年ぐらい必要ではないか
- ▼絶版の認定は版元が行うもので、その判断要素は期間ではない。本の位置づけによるもので、期間で第三者(図書館など)が認定することは、出版の自由を毀損するものである
- ▼あまりにも期間が短いと思う。せめて1年ぐらいは必要かと
- ▼復刻などを予定していても、実現にはある程度の時間がかかるため、1年程度が妥当な線ではないか
- ▼復刻するにしても時間が掛かる。最低1年はみるべきだろう。
- ▼漠然とした「予定」ではなく、「実現性が明確であり、且つ実施されることが明白」であることが前提条件。これがあるなら妥当
- ▼この期間の設定自体が出版関係者ならナンセンスであることはわかる。紙媒体の出版物は、一定の部数が見込める場合に発行されるものであり、改訂版などの発行に当たっては、旧版が市場から消えることなどを勘案し、1年程度の一次的な品切れ状態が発生することが一般的である。また電子化・オンデマンド出版も進展しており、一般に入手困難な資料は減少する傾向にある。雑誌を中心にデータベース・サービスも進展している。また、古書店や新古書店業界はネット販売なども充実させ、一般に入手困難な資料を活発に流通させている。こうした出版業界の営業努力と活動は当然対価をとるものである
- ▼企画制作に1年以上かかることがあるため
- ▼品切れ期間が、3カ月などは、よほどの売れ行き商品以外は、当たり前前の状態であり、何年も品切れであっても、重版することは、ままある
- ▼言うまでもなく、数年間を空けて新版で復刊することがよくあるのだから3カ月なんてとんでもない
- ▼期間が短すぎる
- ▼短い。けれども、それを持って反対する理由にはならない。期間を延長すると同時に、取り下げ申請をいつでも受け付けるという前提があればいいと思う。また、電子化を計画した段階で、予定タイトルとして明示されるようにしてほしい

(3) -2 「絶版等資料」とは、紙の書籍が絶版で、電子出版等もなされていない場合、妥当と言えるか。

●妥当 (7社 50%)

- ▼絶版とは出版物が入手できない状態を指すと考えられるため
- ▼手に入りにくいということで妥当だと思う
- ▼そういう解釈だと思う
- ▼読者が何らかのメディアで読めないので

●妥当でない (5社 36%)

- ▼紙も電子も同等の刊行物で、そこには本質的な違いはない
- ▼出版社がやるべきこと。第一の権利は出版社と著者にあるものだ

●どちらともいえない (1社 7%)

- ▼電子出版権との整合が前提条件。それが不明
- ▼紙媒体と、電子媒体は、基本的に異なるものであるもので、電子で出版されていないこと理由に、絶版とすべきではない

●選択回答なし (1社 7%)

- ▼これも設問自体が不適當。「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」というが概念自体が極めて曖昧なことが問題である

(3) -3 「絶版等資料」とは、将来的な復刻等の構想があるが、現実化していない場合、妥当と言えるか。

●妥当 (5社 36%)

- ▼著者にとってはこの状態は版元を変えて出版したい状態であり、絶版状態と言われても仕方がない。しかし権利者でもない者が別の形で配布することを決める権利はない
- ▼版元は「粗利」の線引きを慎重に考えて刊行を考えている
- ▼漠然とした「予定」ではなく、「実現性が明確であり、且つ実施されることが明白」であることが前提条件。これがあるなら妥当

●妥当でない (8社 57%)

- ▼可能性があるなら絶版と決めないでほしい
- ▼いつ増刷するか、復刻するかは、版元の決定事項で第三者が判断するものではない
- ▼出版社がやるべきこと。第一の権利は出版社と著者にあるものだ
- ▼構想があるなしを、どこが判断するかによる。版元の構想がある限りは、絶版とはいえない
- ▼構想はあとから出てくるものだ
- ▼将来的な復刻等の構想をつぶすことになる
- ▼この設問自体分かり難い

●どちらともいえない (1社 7%)

- ▼判断が難しい

(3) -4 「絶版等資料」とは、最初からごく小部数しか発行されていない場合、妥当と言えるか。

(例：大学紀要、郷土資料等)

●妥当 (0社 0%)

●妥当でない (9社 64%)

- ▼それが購入できる状態であれば絶版ではない
- ▼とりわけ、少部数の商業出版企画の意欲を抑制することはあれ、促進することはないと思われる
- ▼一般書・専門書も該当すると考える
- ▼そもそも、出版社と著者の権利である。図書館が勝手にやるものではない
- ▼少部数という定義自体が曖昧でいつでも変更される。哲学書など専門書になればなるほど 300冊とか 500冊しか印刷できない
- ▼大学紀要、郷土資料などが少部数であるとする根拠が不明。専門書の場合、500部程度は当たり前であり、それ以下の場合も当然ある

- ▼少数数の定義が曖昧。また誰が判断するかも不鮮明。最初に刊行した版元が決めるべきだろう。ただし、絶版か、品切れか、決めることを強要されることもおかしい
- ▼郷土資料=小部数との見方は乱暴と思う。また、小部数の資料集などをこの対象にされないかとの危惧がある
- ▼多くの場合部数は公表されないし、何部が少数数かわからない。販売物は最初から除外されるべき。しかし、これも反対する根拠にはならない

●どちらともいえない (5社 36%)

- ▼判断が難しい
- ▼後日増刷すれば一定量売れる内容かどうかで変わる
- ▼部数の多寡は一つの目安かもしれないが、やはり「入手」できるかどうかの方が重要
- ▼配布し尽くされた後に入手するには今のところ、大学などへ出向く以外になく、実質不能のこともある。実質的な絶版と言える。一方で、必要とする人は極めて少ない。出版と復刻の社会的な再定義が要るのでは
- ▼判断材料がないため

2 図書館の蔵書資料（新刊を含む）について、改正では、図書館が利用者に対して、調査研究目的であれば蔵書の一部（著作物の半分）を、紙の複写に変えて、電子データとして直接送信できることになる。*現行では、紙の複写物の直接提供か郵送のみ可能。

(1) この改正は、出版社の売上に良い影響を与える（＝売上が上がる）と思いますか。

●思う (3社 22%)

- ▼著作物の一部を確認することで、全部を入手したいと考えることはありえる
- ▼本の利用はすべからず、広義の「調査研究目的」でありこの規定は意味をなさない。紙、電子に限らず、対価をもって購入されることが、出版産業を支えるので、半分の規定も意味をなさず、もし、図書館によるサービスが出版産業を崩壊に導く要素にならないとすれば、本が購入されるのと同じサービス対価を利用者から徴集することが不可欠になり、結局は紙、電子版を購入する選択になると思われる

●思わない (9社 64%)

- ▼一部分だけで解釈されたくない書物はある。新刊は外してほしい
- ▼単純に現象面を追えば、2回のスキャンデータを分割で入手すれば「1冊」になる
- ▼良い影響があるとはいえないから
- ▼電子の送信は容易であり過ぎる
- ▼法的、技術的な違法コピーの防止策が現状ではとられていない
- ▼①「図書館等」に国会図書館、公共図書館、大学図書館等、ほぼすべての研究目的での利用が想定される図書館が含まれること
- ②「絶版等の理由により一般に入手困難な資料」以外の「一般に入手可能な資料」ということは、ほぼすべての新刊・既刊をふくめた図書館蔵書が対象であること。
送信されるデータが通常は半分まで、政令で定めた場合は全部がメールで利用者に公衆送信されることになれば、出版物を販売普及させるという出版社の活動は阻害され、出版物の売上は致命的に減少し、出版社・著作権者は深刻な打撃を受ける
- ▼論文集であれば、必要な部分は、カバーできてしまう。とりわけ調査研究であれば。この際の出版社への保証は、まったく想定されていない
- ▼買い控えが多くなると想定をする

●どちらともいえない (2社 14%)

- ▼著作物の半分は多すぎるので 10%程度に留めるのが良いと思う。そうであるならば売上への影響の少ない
- ▼判断材料がないため

(2) この改正は、出版社の売上に悪い影響を与える(=売上が下がる)と思いますか。

●思う (9社 64%)

- ▼著作物の一部を確認することで、必要な部分を入手し終えたので不要と考えることはありえる
- ▼今は書店に並んだ新刊も長く置いてもらえない。電子書籍販売もしているのだから、手に入りにくい本以外で、データで良いのなら電子書籍を買って欲しい
- ▼安易なコピー文化を促進するもので、図書館によるこのサービスは複写代行業に過ぎず、図書館が果たすべき役割とは思えない
- ▼コピーで入手できて「安価」であれば、版元の製品は必要ないと思うのが当然。研究者は殊に「エビデンス」が必要なだけ
- ▼安易に電子データを集めることができる。拡散しやすい
- ▼一部への恩恵のために、営利目的の違法者の介入を増長する。これにより正当な権利が奪われる
- ▼本を買わないですむから。1と2の設問の違いが分かり難い
- ▼現状では、著作権者についての保証を考慮しているが、版元に対する保証については、まったく規定がない。規定が出来たとしても、それが、本来の価格にみあうものになるとは、とても思えない
- ▼売上の問題ではない

●思わない (1社 7%)

- ▼現状行われていることが、オンラインになるだけのこと。タイトルだけで中身のない本は売れなくなると思いますが

●どちらともいえない (3社 22%)

- ▼閲覧できる割合など、内容をもうちょっと詰めれば影響はないが、間違うと影響があるかも
- ▼売上部数にいくらかの影響は出ると思う。しかし、電子データで読みたいという需要は今後、増えるだろうと思う。欧米諸国では電子書籍の貸し出しがふつうになっている
- ▼判断材料がないため

●選択回答なし (1社 7%)

- ▼一部への恩恵のために、営利目的の違法者の介入を増長する。これにより正当な権利が奪われる

(3) この場合、権利者に対する補償金が発生する。図書館は、利用者から補償金を徴収し、指定管理団体に支払う。権利保障として十分か。

●十分である (1社 7%)

- ▼補償金額が納得できるものであれば、その方法がよいと思う

●十分でない (7社 50%)

- ▼売上の実績としてカウントしにくい
- ▼合理的な補償金の徴収、分配が行われるとは考えにくい
- ▼どれだけ支払うつもりなのか不明
- ▼電子書籍納本への権利者への補償金の議論(通信費程度)やJRRCへの複写使用料から考えて、著作権者や出版社への補償が充分になされることは考えられない。ましてや逸失利益が補償されるなど幻想
- ▼指定管理団体にそもそも、こういったデータがいつて、指定管理団体が、個々の権利者にどのように補償金を支払うのか、なお、まったく不明である
- ▼指定管理団体に入っていない版元には補償金が払われないことは問題だ
- ▼指定管理団体が版元や著者に補償金を還元するか又はできるか疑問である。さらに徴収が可能か徴収金額についても問題があるのではと推測をする

●どちらともいえない (6社 43%)

- ▼数万円する高額な書籍でも、千円未満の低額な書籍でも、1冊あたり一律の補償料であれば、不十分である。しかしそこが考慮されるのであれば十分と言える。権利者とはこの場合、著者だけでなく、それに制作費や人件費を投資している出版社も含まれるべきである
- ▼金額が適正かの判断が難しい。もうちょっと議論が必要
- ▼制度としては大事な施策だと思いますが、補償金額の妥当性をどうきめるのかはたいへん難しい
- ▼すべての権利者に平等でなく公平にかつ正当にいきわたることが前提。これが不明

- ▼制度の全体像がよくわからないので
- ▼全体像が見えないので

3 出版協は、この著作権法改正案に対する見解を4月28日に公表しているが、この見解に対するご意見を伺いたい。

●賛成 (6社43%)

- ▼本件は慎重に進めるべきであるが、ガイドラインがはっきりしないまま、話が進んでいることに不安を抱いている。不安の声が届いているか、どのように考慮しているかもわからない。したがって出版業界としてはこれを誰かが表明しなければならない
- ▼利用者、著作権者、版元、図書館、それぞれの利害を精査し、「知」の共有の社会貢献に資することを目指す
- ▼十分考慮されている
- ▼図書館のあり方についての議論が必要と思います

●概ね賛成 (5社36%)

- ▼国会での慎重な審議を要望するということに賛成なので
- ▼慎重で良いと思う
- ▼改正案の検討の仕方が不十分だと思うので、見解の内容はおおむね妥当な意見だと考える
- ▼手立てなどの各論は詰める必要が残っている

●反対 (2社14%)

- ▼慎重審議の要望で、明確に反対の立場を表明できないような見解であるから。見解も申し入れもアンケートもすべて遅すぎると思います。今さらアンケートなのかと思います。十分な時間があつたのにどうということなのでしょうか
- ▼この法案は進み、その世界的な潮流を押しとどめることはできない。そして利用者の利益になることは間違いない。出版者協会には、反対運動ではなく、このデジタル化時代のなかで出版社が売上を立て、生き残っていくための、理論と実践を、リードしてくれることを期待したい。

●選択回答なし (1社7%)

- ▼成澤さんの「ほんのひとこと」は一生懸命考えておられるところが良かったです

4 その他、著作権改正問題について、ご意見を自由にご記入ください。

- ▼著者も含め、出版業界には電子書籍化に対してさえ、未だに懸念がある。現にマンガ等の電子上の海賊版の問題は業界を悩ませている。そのような中での、第三者による無償での電子的配布の話であり、慎重に進めるべき案件だが、ガイドラインがはっきりしないまま話が進んでいることに不安を抱いている。そうした声が届いているか、どのように考慮しているのか。はたまたこれから声を聞くのか、考慮するのかさえよくわからない。こちらの不勉強もあるだろう。しかし、出版とは著者と二人三脚で本を作り上げるもので、あるいは出版社自体が著者であるということもざらにある。書籍を企画・プロデュースし、人や制作費や在庫にリスクを負って投資している、出版社を置いてけぼりにしてよいはずはない。利用者の利便性もよくわかるので、議論を進めるべきとは思いますが、本案件の関係者には出版という仕事に対してどうか敬意をもって、オンラインでの意見交換会を何度も開くなど、よりオープンに検討して頂きたいと切に願う
- ▼内容を良く精査して、出版業界の不利益にならないようにして欲しい。どう改正されるにしても、一部のIT企業などに丸投げすることのないようにしてほしい
- ▼書誌データ、カバーなどの書影の引用について、厳格な著作物保護、許可取りの行政指導は誰も得をしない
- ▼電子と紙では、拡散の難易度が違い過ぎるので、電子を自由に配信すれば書籍の販売に影響するのは火を見るより明らかだと思う。ともかく、書籍出版する場合、出版社と著者の権利と義務を放棄するような「改正」には反対です。その辺、自覚して欲しい
- ▼いつもご苦労様です。
 - ・このアンケートは遅すぎますね。

・設問が、出版社の売上に悪い影響を与えるかどうかですが、問題の所在はそこにあるのでしょうか。問われているのは出版ということでしょう。出版物を単なるコンテンツと考えるから売上への影響だけで議論しようとするのではないのでしょうか。

・利便性やお客サービスということばで、なにが浸食されていくのかを考えるべきでしょう。最近の研究者の質が落ちているのはネットでキーワードで探した資料を、それぞれの論文の脈絡や、書かれた歴史的背景などを無視して繋ぎあわせるからレベルの低い「研究論文」が量産されるのです。古書店をまわり、人に話を聞き、資料を集めるところから研究が始まるにもかかわらず、「コンテンツ」と化した本の残骸であるデジタル資料を基にしたところから頹廃が始まるのではないのでしょうか。私たちはそれに手を貸すべきではない。

・朝日新聞に全国の図書館から警察への情報提供が広く行われているとの記事が出ていました。1990年代に流対協はオウム関連で国会図書館が利用者の名簿を公安に提供したことに対して2度にわたって団体交渉をしたことがありましたが、あの頃はまだ国会図書館にも提供したことへの反省がありました。朝日の記事を見るといまや「図書館の自由」が絶望的な状況にあるようです。ならばデータを送る主体の国会図書館自体を信じることはできない時代になったのではないのでしょうか。

・早急に法の成立に対する抗議声明を出すべきだと思います。

「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」の議論にあたり、絶版等により一般に入手困難な資料等をもっぱら流通させている古書店や新古書店業界の役割を無視し、議論から外しているのは、意図的としか思えず、論議の公正さに疑義があります。

▼2021年4月28日、出版協より今回の著作権法改正に疑義を呈する見解が発表されました。しかしながら、弊社は一貫して今回の改正に賛成しています。「ほんのひとこと 著作権法改正は民業を圧迫するか」に記した姿勢は何ら変わりません。出版協見解とは明確に意見を異にするものです。

国立国会図書館がデジタル化を開始した2000年頃から、権利規定の在り方についても様々に議論されてきました。20年前からの課題であった訳です。今回の法改正は「拙速」ではなく、コロナ禍により巧遅な議論がようやく前に進み始めたのです。

弊社は、サービスは常に利用者目線でなければならないと考えます。出版社の権利を「過剰に」主張することは、かえって文化の発展の妨げとなり、最終的には自分たちの首を絞めることになりかねません。大きな影響がないと考える理由は「ほんのひとこと」で述べた通りですが、たとえ目先の利益が多少損なわれる「かもしれない」ように見えても、利用者に資する選択をするべき時と認識しています。そして、それが最終的には出版者の利益につながるものと確信しています。

▼小社はパブコメで以下の見解(※)を出しております。この改正案は、究極的にはあらゆる出版物を図書館がデジタル配信したいという考えが露骨です。これを突き詰めれば図書館自体もいらないということになりかねません。国会図書館や図書館がこうした業務を図書館業務として行うこと自体の是非が問題なのではないのでしょうか？ 廃案にすべきです。

アンケートについて＝書協系の出版社からも指摘された、図書館のあり方というそもそも論がアンケートにはありません。改正案の問題点を列挙していますが、そうした設問がないので、改正案の全体像、事態の深刻さが十分に反映されているとはいえません。設問ももう少し丁寧な説明をしないと答えようがなかったり、どういうことか設問の意味をはかりかねるものが散見されます。

(※)

「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」についての意見

1 新型コロナの蔓延による非常事態で図書館が休館し、一時的な不便が発生したため、例外的な対応に出版界が同意したことを奇貨にして、「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)」をおこなうことは、出版には計り知れない悪影響を及ぼすことになる可能性があるため反対である。

- 2 審議期間が短く実態調査も不十分で、形式的なパブコメすら半月程度で拙速と言わざるを得ない。
- 3 審議会委員には出版関係者が含まれず、デジタル・ネットワーク対応に熱心なデジタル産業や通信産業の代弁者と見まがうような委員が大多数で、人選自体の公平性に疑問を持たざるを得ない。
- 4 2015年の著作権法改正以来、出版社は電子出版、オンデマンド出版などの推進をはかり、絶版、品切れなどの出版物を急速に減らし、紙・電子の流通点数を飛躍的に増大させてきた。
- 5 出版物のインターネット販売が普及し、新刊市場ばかりではなく古書市場も飛躍的に充実し、読者の求める出版物を容易かつ迅速に、内外で入手できるようになっている。
- 6 雑誌など出版物の安価な情報配信サービスも行われている。
- 7 著作権法改正により出版界の自助努力にJPROが設立され、歴史的にも最多の点数、情報が集積されており、国会図書館をはじめ利用に供されている。
- 8 紙の出版物は製紙業界等の努力により中性紙を使用しており、1000年以上保存ができるが、場所を取らないとされて推進されたマイクロフィルム化は失敗した。技術革新や材料からデジタルデータの保存期間はわずか数十年と言われている。
- 9 出版界はコピー、スキャンなどの多様な複製技術とデジタル・ネットワーク化を利用した無断違法コピー・転送行為、海賊行為によって、ここ数十年甚大な被害を被ってきて、出版そのものが成り立たないような事態を迎えている。大学の教科書などをはじめ研究書などは、科研費の出版助成や著者の事実上の自費出版でなければ成り立たない事態となっている。
- 10 出版恐慌は慢性化してさらなる破局へと向かっていて、出版社は倒産廃業、活動の低下が著しくし年間出版点数そのものも減少し、書店は大都市圏の駅前にもないような事態となっている。

以上の諸点から、デジタル・ネットワーク化を名目にしたこれ以上の図書館関係の権利制限の緩和に強く反対する。出版業の営業を圧迫し、出版文化を破壊するような法改正には、国会図書館納本の返上をもって臨む他はない。

今、緊急に求められているのは、①国会図書館納本の複数化、②図書館購入出版物の倍額価格での購入、③図書館の入札制度の廃止と地域書店や書店組合等からの購入、④全国の道州ごとに国会図書館を建設すること、⑤出版科研費の増額、⑥出版物への軽減税率、などである。

2020年12月21日

以上